

# 酒類総合研究所の現状

理事長 木崎 康造

## 1. はじめに

一昨年 3 月 11 日の東日本大震災により被害に遭われた多くの皆様には、1 日も早い復旧・復興を心より祈念いたします。

さて、独立行政法人酒類総合研究所（以下「研究所」という。）は、今年の 4 月から第 3 期中期目標期間の 3 年目を迎えています。国の行政改革の一環である独立行政法人改革につきましては、今年 1 月 24 日の閣議決定「平成 25 年度予算編成の基本方針」の中で「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成 24 年 1 月 20 日閣議決定）は当面凍結し、独立行政法人の見直しは引き続き検討することとなりました。

## 2. 平成24年度の業務実績

研究所の業務には、酒類の高度な分析及び鑑定、酒類の品質評価、酒類及び酒類業に関する研究及び調査、成果の普及、講習等がありますが、平成 24 年度は、次のような業務を実施しました。

### (1) 高度な分析及び鑑定

緊急の課題として実施している酒類等の放射能分析は、平成 24 年度末までに約 6,000 点を分析しています。引き続き、酒類の安全確認、輸出酒類の証明書等に関する放射能分析を国税局鑑定官室と密接な連携のもと遅滞なく実施していきます。また、台湾や EU への輸出酒類の分析や研究所でしか出来ない清酒中のカビ臭の分析などの受託分析を行っています。

### (2) 品質評価

全国新酒鑑評会は、山田錦以外の原料米を使用した審査酒の品質が向上したことから、平成 23 年の審査から山田錦の使用割合による I 部、II 部制を廃止しましたが、本年は決審の審査を 1 班制とし審査員全員が全ての審査酒をきき酒するようにしました。また、金賞受賞酒には昨年から日本語の賞状に加えて英文の賞状を出すこととしましたが、今年も継続いたします。

### (3) 研究・調査

研究・調査は、分析・鑑定の理論的裏付けとなる研究や分析手法の開発へ重点化して実施していますが、その成果は学会での発表、論文化するとともに業界に役立つものは普及して参ります。平成 24 年度の論文数は 17 報（速報値）で、「清酒の老香成分に及ぼすバナジウムの影響」、「LC/MS/MS と LC/Q-TOFMS を用いた誘導体化試薬に基づく分離と同定によるアルコール飲料に含まれるジペプチドの網羅的解析」、「光質がカベルネソーヴィニョンブドウ幼果のフラボノイド生合成へ及ぼす影響」、「国内で市販されている核果蒸留酒及びリキュールのカルバミン酸エチル濃度」、「非放射性セシウムの原料米から清酒への移行」、「麹菌における Cre 組換え酵素直接導入法による Cre-loxP システムを用いた簡易マーカー遺伝子回収法の開発」などがあります。

### (4) 成果の普及

成果の普及では、研究所が保有する麹菌、酵母菌などの遺伝子資源の研究向け分譲、消費者を対象としたお酒の教養講座の開催、広報誌（NRIB）の発行（2 回）、講習会等への講師の派遣、清酒官能評価セミナーなどを行っています。また、本年 1 月の「日本経済再生に向けた緊急経済対策」の中では「地域の特色を生かした地域活性化」の施策として「日本産酒類の総合的な輸出環境の整備」

がうたわれていますが、2月にニューヨークで行われた日本酒造組合中央会とジェトロ主催の「Sake and the City」に講師を派遣するなどしましたが今後ともできるだけ協力していきたいと考えています。

清酒官能評価セミナーは、平成19年に開始し、全ての官能区分試験合格者のうち提出レポートの内容が認められた受講者を「清酒専門評価者」として認定しています。その数は平成25年3月末現在48人となっています。

事業年度	受講者数	全官能区分試験 合格者数	清酒専門評価者 認定数	備考
平成19	24	7	3	
平成20	35	20	9	
平成21	36	21	20	
平成22	24	16	11	
平成23	23	8	0	
平成24	36	24	5	
合計	178	96	48	

注) 清酒官能評価セミナーは、4日間のコースで25年度は3回実施します。

#### (5) 講習

平成24年度の講習は、清酒製造技術講習（清酒初級コース）2回、酒類醸造講習の清酒上級コース1回、3年に1回実施する酒類醸造講習本格焼酎コースを1回、日本酒造組合中央会と共催して実施しました。また、小売・卸の販売に関わる皆様を対象として商品知識を内容としたいわゆる「酒セミナー」は、各酒販組合との共催により全国で14回実施しています。

### 3. 平成25年度の年度計画

平成25年度の年度計画の概要は、次のとおりです。酒類等の放射能分析は、25年度も緊急課題として実施します。酒類の高度な分析及び鑑定は、国税庁の税務行政に直結する業務に重点化して実施し、国税庁からの依頼分析、台湾等への輸出酒類の分析等を行います。酒類の品質評価及び講習は、関係業界団体と共催化により収支相償の考えで実施し、独立行政法人の見直しの検討結果を受けて計画します。

研究及び調査は、分析及び鑑定業務の理論的裏付けとなる研究や分析手法の開発に重点化して実施しますが、「酒類の品目判定等」及び「酒類の安全性の確保」を目的に行い、民間資金を導入することが適当な研究課題については、民間研究機関・大学等との共同研究による実施を推進します。

### 4. 独立行政法人の見直し

研究所は、平成24年1月20日の閣議決定「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」の中で、「本法人を廃止し、必要な定員・予算を確保した上で、その機能を一体として国に移管する。」とされましたが、平成25年1月24日の閣議決定「平成25年度予算編成の基本方針」により、平成24年1月20日の閣議決定は当面凍結とされ、独立行政法人の見直しは引き続き検討されることとなりました。

研究所は、今後、財務省・国税庁と相談しながら対応していくこととしています。